

京都市消防局訓令甲第8号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

本則の表3の項中「及び担当課長」を「，警防統括課長及び担当課長」に改める。

附 則

この訓令は，平成30年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)